平成３０年（フ）第１３７４号
大阪市東淀川区下新庄６丁目18番８号　メゾンエトワール　201号
債務者　鶴村　　卓
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４７５号
大阪市鶴見区今津中２丁目５番２―805号
債務者　楠本　泰史
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８号
熊本県山鹿市方保田631番地１
債務者　真田美保子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
熊本県山鹿市川端町404―１　レオパレスＭｙやまがⅡ203号、住民票上の住所熊本県玉名郡和水町上板楠585番地
債務者　有田　浩二
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
栃木県宇都宮市野沢町432番地１　バリュージュ・ガイヤＢ棟102号室、前住所栃木県宇都宮市宝木本町2266番地６
債務者　高橋　邦彦
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５７号
静岡県浜松市浜北区本沢合889番地の７
債務者　西尾　勝夫
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
栃木県宇都宮市宮の内４丁目237番地17　フォンテーヌＴ＆Ｈ　Ｃ―202
債務者　白崎　博美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１４号
栃木県宇都宮市緑１丁目２番３号
債務者　田山　幸司
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２５号
栃木県宇都宮市野沢町194番地42
債務者　塚越　正之
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２６号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅15号棟303号室
債務者　山口　明夫
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７５号
愛知県豊橋市馬見塚町133番地
債務者　藤田　達二
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第７９号
愛知県豊川市本野町西浦59番地の６、従前の住所愛知県豊川市本野町東浦43番地の２　ビートルタウンオーク街Ｂ101
債務者　中村沛佳こと　彭　　沛佳
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２１６８号
北海道千歳市平和防衛省所有無番地　整補群装備隊
破産者　鈴木　智晶
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
岩手県二戸郡一戸町一戸字本町４番地
破産者　圓子　弘志
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第９５６号
仙台市宮城野区蒲生字荻袋42番地の３
破産者　板橋　浩典（旧姓高田）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係